

議案第二十三号

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

港区立地域包括支援センター条例（平成十七年港区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第一百五十五条の四十五第一項第二号から第五号まで」を「第一百五十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）及び同条第二項各号」に改め、同条第二号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第六条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第二項の規定による指定を受けた者に対し、当該各号に定める額を利用料金として支払わなければならない。

一 第一号介護予防支援事業（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものに限る。）を利用する者 法第一百五十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額

二 介護予防支援事業を利用する者 法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説 明）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行による介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。